

NEDO技術委員・技術委員会等規程 (研究評価委員会関係部分抜粋版)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1号から第12号までに規定する業務（以下「開発関連業務」という。）に係るNEDO技術委員の委嘱並びに技術／事業検討会、技術委員会、調査委員会、採択／ステージゲート審査委員会、評価委員会、研究評価委員会、出資審査委員会及び株式処分審査委員会（以下この章において「委員会等」という。）の設置・運営のために必要な手続きを定め、もって機構の業務の適切かつ円滑な企画、推進等を図ることを目的とする。

(委員会等の公開及び非公開)

第2条 委員会等は原則公開とする。ただし、技術／事業検討会、採択／ステージゲート審査委員会、出資審査委員会及び株式処分審査委員会については、原則非公開とする。

2 委員会等の長は、必要があると認める場合には、委員会等を非公開とすることができる。

(委員会等の事務)

第3条 委員会等に係る事務は、開発関連業務を所管する部（技術戦略研究センターを含む。）が行う。ただし、機構が実施する評価については、技術評価実施規程（平成15年度規程第27号）第9条及び事業評価実施規程（平成16年度規程第5号）第9条に規定する評価事務局が行うものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、第17条若しくは第30条第3項に規定する委員長、第24条、第39条若しくは第44条の規定により準用する第17条に規定する委員長又は第32条第3項に定める分科会長（以下「委員長等」という。）が委員会等に諮って定めるものとする。

第2章 NEDO技術委員

(NEDO技術委員)

第5条 機構は、第1条の目的を達成するため、機構にNEDO技術委員を置くことができる。

2 NEDO技術委員は、機構の指名するところにより、次の業務を行うものとする。

- 一 第3章に定める技術／事業検討会に係る事項
- 二 第4章に定める技術委員会及び調査委員会に係る事項
- 三 第5章に定める採択／ステージゲート審査委員会に係る事項
- 四 第6章に定める評価委員会及び研究評価委員会に係る事項
- 五 第7章に定める出資審査委員会に係る事項
- 六 第8章に定める株式処分審査委員会に係る事項

3 NEDO技術委員に係る事務は、当該委員が行う業務に応じ、第2項各号に掲げる事項に係る事務を処理する部において処理するものとする。

(委嘱)

第6条 NEDO技術委員は、外部の専門的知見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 理事長は委嘱に当たっては、職務上知り得た秘密を漏らし又は盗用しないこと、採択審査・評価を担当する際には公平な審査・評価を行うこと及び審査・評価の事前事後にかかわらず委員であることを利用して自己の利益を図ることのないことを誓約する旨の承諾書を別に定める様式により提出させることとする。

(任期)

第7条 NEDO技術委員の任期は、委嘱の日から翌事業年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、別に任期を定めることができる。

(会議への出席に係る謝金及び旅費の支給)

第8条 NEDO技術委員に対する謝金及び旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達（平成15年度機構達第12号）に定めるとおりとする。

(不正に関する措置)

第9条 第6条の規定に基づき委嘱されたNEDO技術委員及び第25条の規定に基づき書面による事前審査を依頼された者が不正行為を行う等によりこの規程に基づいて提出される承諾書の記載内容に違反すると認められる場合は、機構はその是正を求めることができる。

2 前項の規定に基づく求めにかかわらず、是正されないときは、機構は当該委員を解嘱し、又は氏名、不正行為の内容等を公表できることとする。

第3章 技術／事業検討会 <省略>

第4章 技術委員会及び調査委員会 <省略>

第5章 採択／ステージゲート審査委員会 <省略>

第6章 評価委員会及び研究評価委員会

(設置)

第28条 機構に評価委員会及び研究評価委員会（以下この章において「委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第29条 評価委員会は、技術評価実施規程（平成15年度規程第27号。）第9条及び事業評価実施規程（平成16年度規程第5号）第9条に基づき推進部署が事務局となる評価を行う。

2 研究評価委員会は、技術評価実施規程（平成15年度規程第27号。）第9条及び事業評価実施規程（平成16年度規程第5号）第9条に基づき評価部が事務局となる評価並びに機構の評価のあり方、評価方法の改善及び被評価事業の今後の運営についての助言を行う。

(委員会)

第30条 評価委員会は、原則として、委員3人以上15人以内で組織し、研究評価委員会は、原則として、委員3人以上20人以内で組織する。

2 評価委員会の委員は、NEDO技術委員のうちから、部長等が指名し、研究評価委員会の委員は、NED

○技術委員のうちから、理事長が指名する。

3 委員会の会務を総括するため、委員会に委員長を置くこととし、評価委員会では部長等の指名により、研究評価委員会では理事長の指名によりこれを定める。

4 委員長に事故があるときは、評価委員会では部長等の指名する委員が、研究評価委員会では理事長の指名する委員が、その職務を代理する。

(準用)

第31条 委員会の運営については、第17条第3項及び第4項、第18条並びに第19条の規定を準用する。

(分科会及び分科会長)

第32条 委員会は、専門の事項について評価するため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき者（以下この章において「分科会委員」という。）は、NEDO技術委員のうちから、評価委員会では部長等が指名し、研究評価委員会では理事長が指名する。

3 分科会の会務を総括するため、分科会に分科会長を置くこととし、評価委員会では部長等の指名により、研究評価委員会では理事長の指名により、これを定める。

4 分科会長に事故があるときは、評価委員会では部長等の指名する分科会委員が、研究評価委員会では理事長の指名する分科会委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、分科会に準用する。

(分科会における評価結果の報告)

第33条 分科会長は、分科会における評価の結果について、委員会に報告し、委員会の了承を得るものとする。

2 委員会は、分科会における評価の結果が機構が定める評価方法に照らし合わせて逸脱していると認めるときは、意見を付して分科会に再検討を指示することができる。

(報告)

第34条 委員長は、委員会における評価の結果をとりまとめ、評価委員会については部長等に、研究評価委員会については理事長に報告するものとする。

(評価における利害関係者の排除)

第35条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者に該当する委員が評価（当該委員が利害関係者となる案件の評価に限る。）に加わらないようにするとともに、利害関係者が評価に加わる場合には、その理由を明確にすることとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

一 被評価者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族にある者

二 被評価者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三 被評価者の案件の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四 被評価者の案件と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五 その他機構が利害関係者と判断した者

第7章 出資審査委員会 <省略>

第8章 株式処分審査委員会 <省略>

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 新エネルギー・産業技術総合開発機構の「NEDO 技術委員の委嘱並びに技術審議委員会、審査委員会及び技術評価委員会の設置・運営に関する要領」（平成 13 年度要領第 27 号）第 6 条の規定により委嘱された NEDO 技術委員については、その任期期間中、本規定第 5 条に定める NEDO 技術委員であるものとする。

附 則(平成 17 年度規程第 32 号)

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年度規程第 51 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 18 年度規程第 8 号)

この規程は、平成 18 年 7 月 20 日から実施する。

附 則 (平成 19 年度規程第 9 号)

この規程は、平成 19 年 8 月 6 日から実施する。

附則 (平成 19 年度規程第 58 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則 (平成 20 年度規程第 35 号)

1 この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から実施する。

2 この規定における第 6 条第 2 項及び第 23 条後段、第 26 条、第 35 条については、この規程の施行日以降に新たに委嘱又は依頼した者より適用する。

附則 (平成 21 年度規程第 12 号)

この規程は、平成 21 年 7 月 15 日から実施する。

附則 (平成 22 年度規程第 8 号)

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

附則 (平成 23 年度規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から実施する。

附則 (平成 24 年度規程第 17 号)

この規程は、平成 24 年 9 月 15 日から実施する。

附則 (平成 25 年度規程第 10 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附則 (平成 25 年度規程第 23 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則 (平成 26 年度規程第 24 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則 (平成 28 年度規程第 4 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。